

広報

2023 June No.374

みばら



ゆず氷



三原小学校入学式

村税納付

期限のおしらせ

○村県民税 第1期 令和5年6月30日○固定資産税 第2期 令和5年7月31日○国保税 第1期 令和5年7月31日

よろしくお願いします。



人口と世帯数 | 総人口: 1,417 人 | 男: 701 人 | 女: 719 人 | 世帯数: 737世帯

3月定例会

\circ	村長行政報告	①ページ
\circ	一般質問	①ページ
\circ	議案審議	⑤ページ
\bigcirc	議室の替否一管	®~->

吅	时云	
\circ	議案審議	⑨ページ
\circ	議案の賛否一覧	⑩ページ
\circ	委員会の動き	⑩ページ
\bigcirc	議会組織決まる	⑩ページ

村でも、 ンベンション協会と協力し 広域観光協議会や高知県コ 組んできました。現在幡多 案内ガイドの育成にも取り る経済効果も期待して など、交流人口の増加によ 組んでいます。観光入込客 観光ツアーの作成にも取り を実施してきました。また、 た事に伴い、所縁のある本 「らんまん」の放送が決定し 星ヶ丘公園の整備

で利用され、 考えています。 成と経済効果に 券を交付しまし に、一人1万円の地域振 民を対 、経済の活性化 一定の生活助 一定の生活助 ました。利用率 象に生活 繋がったと を目 支援 圓

は親元を離れ、生活している大学生や専門学生2名と、村外に就職した新社会と、村外に就職した新社会と、村外に就職した新社会と、村外に就職した新社会の皆さんに、10月と 願っています。 気を感じてもらえればと

業収入緊急確保支援金一袋1百10名で5百50万円、農につき5万円は、申請者数 申あた でい となりました。今後も農林1千6百12万4千円の実績 業振興の村として力を注い 請者数67名で8千62袋、たり2千円については、 農林業臨時支援金、 きたいと考えていま . 1 人

国語、算数、理科で9・3、語、算数で10・6、5年生が の結果は、 高知県学力定着状況調査 平均を上回ってい 小学4年生が国 理科で9・3、 ま

政報告

村長

した。 して、8事業者にマスク、消 症の予防や拡大防止対策と 新型コロナウイルス感染 液状石鹸を配布しま

たいと考えています。 後は対応策を研究していき 月28日で終了しました。今 診 療 新での 歯科診療は3

る健康診断です。病気の予が年に一回無料で受けられ特定健診は、国保資格者 村民の皆さんにおいては自防、早期発見に繋がります。 身の体の状態をチェックし 協力をお願いします。 ていただき健康増進へのご

としたNHK連続ドラマ

野富太郎博士を主人公

質問

杉 本

龍司

ために機能 す。多額の税金を投入し建 あると私は解釈いたしま あ いて伺いたい。 通 われていないと私は感じ り、また村民の財産でも 公有財産は公の持ち物で 一財産の管理規定責任につ 農業公社管理体制につい 建築した財産が村民の 村公有財産の内、 し維持、

を上回っています。小中学平均点で24・1、全国平均数学、理科、社会、英語で数学の うれしく思っています。 果が出たと考えられ、大変 に取り組んでおり、その結 校とも生徒主体の授業改善 す。また中学1 年生で国

ます。農業公社の管理体制

いか がない

えており

くの はどのように考えるか伺 どのような形で解決してい事業の赤字補填はどなたが 億数千万まで膨らんだこの し経営しても、累積赤字1多額の住民の税金を投入 理事会の任命責任

織、理事長、理事会に問題がを抑制出来なかった事が組す。しかし、このような事件 農業公社の今後の具体的な うな形で行っているのか。 理上の責任の追及をどのよ は理事会に対し公有財産管 あると私は考えるが、村長 し逮捕者が出 ま た、 遺憾な事だと感じま が出た事が非常に不明金問題が発覚 いかがなものか

田 野村

理されていると思っており 理規定により適切に運営管いて公有財産管理は、各管 農業公社 の管理体制 につ

決に向け努めていく事と考 として経営健全化をして解 益事業として取り組み公社 事業の累積赤字は村の公

> ます。 貰い責任感を強く持たれ責 は、評議委員会に選任してなって取り組んでいき理事 務を担っていただいており 人員体制、職員一丸と現在認めている予算の中

して、 ただいているところでござ 生の要因の検証を行い、対 体制の見直しを図り事件発 いただく審議委員会を設置 応策をまとめ、実行します。 います。 随時チェックを行ってい 対応策の実施を審議して 公社内の事務の管理回使途不明金問題に際

杉本

ような経営状況、また不明管理を行っていれば、この 事は無いと感じますが、ど 金事件の様な事が発生する と答弁されても適正に運営 ていると思っております、 き適正に運営管理を行われ ようにお考えですか。 は理解出来ません。答弁 適正にと言われましても 公有財産管理規定に基づ

です。

化しなけ

しかし商品を販売し現金

田野 村

にも理事会において、 事長として色々取り組 いております。 方面で指摘はさせていただ いただいております。理事 ってくる事につい Œ にという数 て、 経営 んで 玾

たと認識しております。 不行き届きのところがあっ 使途不明金についは管理

杉本 龍 司

方も一生懸命寒い中、 ていきます。公社の職員の えます。当然の事です。事業 てくれています。 計画では生産量は年々増え 育する事により収穫量は増 公 汗かいて仕事を頑張っ 社の肥培管理は木が 暑 生

会で、どうでした理事長と、 向かれましたが、 いただきましたと、答弁が (方遠方まで販売促進に出以前理事長等が自ら東北 売の状態をお聞きしまし 全数量買い取りして たいしたものですね 後の委員

> ねぎらった記憶が 有 ij

の答弁で、このような販売商品の全量買い取り契約とが、実際には持っていった 疑問を抱きます。答弁お願 りと勝手な解釈しました 社の生産量の全数量の買取 の公社の管理体制に対して けていけるのか非常に今後 状態で本当に経営改善に向 東北まで足を運んで貰い た赤字です。私は理事 いします。 しかし 決算 たでま 長 公 が

たまま無謀な事業計画に

当初より用

地に問題を残

答弁 田 野村

ございます。 いく今発展途上のところでわれるようなユズを作って そのユズを如何に高知また 原村のユズが後発的であり のユズってすごいねって言 全国へ発信していく、三原 念は全くその通りです。三 議員が言うような経営理

ユズの産地化として今取りいただき、支援もいただき て、また皆さんのご意見を 公社として健全化をし んでいる最中と思いま

議員の言われる通り、 企

> す。 生む事が妥当だと考えまげ、多くの量を作り、利益を 業理念としてはコストを下

一設財産管理についれてガセ農泊交流 杉 本 龍 7

つあり、 か伺う。 任をどのように感じている うか。はどのようにお考えでしょ 開業出来ないまま老廃しつ 金が投入されていますが、 泊交流施設の財産管理体制 おいて建築いたしました農 追加予算で4億円ほどの税 この事業には補助金及び 執行権者村長は責

千万円、 開業が出来ない事によりこ 税金を投入したと思うが、 1億円との事業計画を謳い お考えでしょうか。 れだけの損失をどのように 事業計画 地域経済波及効果画では年間売上2

益が上がらないまま過疎債開業出来ない事により収 返還年度は近付いて来てい

また宿泊棟の外壁の 部

はどのように考えるのか伺 と感じる。村長また担当課 て対応を求める必要がある 考えるが、 分を適正な管理が必要だと 敗するような状況になって 村長はご存じでしょうか。 施工不良だと感じました。 ただきました。外壁の状態 いると思いますが、この部 を確認しましたが、完全に このままだと雨水が入 先日視察調査させてい 柱及び内壁が数年で腐 があるとの情報 施工業者に対し を基

田 野村 長

設の開業の遅れと老朽化も 議 員の指摘の農泊交流 起債の償還も始まり 施

装の変形により早くも改修 でございます。 しっかり感じ、少しでも早 を依頼しているところでご い開業を望んでいるところ 私としても責任の重さを 議員の言われるように外

ざいます。 辺の掃除などを行って 職員により施設の開閉 の管理としまし 7

いるところでございます。

民の方にも伝わりません。 と言われましても、私も住 事は、ただ感じております、 に乗り上げて開業出来ない す。このような大きな暗礁 画し進めるのが当然な事で 共事業はしつかり事業を計 には理解できませんが、公 どのように感じているか私 任は感じておりますと 業出来ない事に対する

らもハコモノには維持管理す。しかしその後他議員か 支払う訳です。 般財源から村民が100% 持管理費にはすべて村の一 措置が有り、しかし後の維 が、その通りで、建てるのに を受けていると思います 費にお金がかかる事は指摘 は補助金があり様々な優遇 活用し事業が出来る訳で 行政は補助金、交付金を

ると思います。村として今 料としていただく必要があ す。管理者に委託費として 事業費を投資した建物で して来ますが、 (払するのでは無く、賃借 今後は指定管理料も発生 約4億円の

> でしていくわけです。 料として当然と思い をいただいています。使用 公有建物で月15万の使用料 と思います。近隣の市 民が過疎債の返済を税 討していく必要がある います。 では

める。 あると思います。答弁を求 と考え強く要請する必要が 欠陥と感じます。施工不良 じと言う事で安心しまし た。これは完全な施工的な 外壁不良部分、村長ご存

田 野 村 長

者も選考できません。 ます。係争中で募集も ただいたりしたこともあり ただき、今言われる家賃を いただけるか話をさせてい 集をかけ話しをさせてい 指 定管 理者を色々民間 管理

ませんが、 見よ、という話はしており しております。絶対無料で して企業に要請します。 ればいけないという話は ば当然やっていただかな 施工の問題は企業とお話 施工ミスを認め

質問 杉本 龍 司

まだ開業に至る傾向では

され予測された事態と受け という事で、 止められます のでお答えできません 当時から議論

いないなど、施工的な問題す。釘も2ヶ所止めにして もあると思います。そこは 乾燥材の問題だと感じま あると思います。 強く要請、 施工不良は外壁の 、要望する必要が 材料 0

田野村 長

もありましたので、 とお話をさせていただきま 当然だと企業にはしっかり 施工不良は議員から指摘 それは

質問 圃場管理体制につい 杉本 龍 司

7

を拝見させていただきまし 合とする委員会議決の資料 業でしたユズ作付計画を 突に直七の作付に変更 私が議会に入る以前の 管理者の選考を直七組 事

ていただきました。 の情報を基に調査視察させ 適正に管理出来ていないと しかし4年経過し圃場が 認当時の圃場の状態は

> いるのか伺う。理責任を提言し管理され が選考した管理者の下、管程遠い管理状態です。村長 場だと考えたが、収穫には 時期を迎えられるはずの なら適正に管理が行われて いれば本格的な直七の収 に巻かれて生育 雑草が伸び放題、 不足。 七 本 7 甫 穫 来

保する事と確信しますがお 額の公費が投入されていま 料の記載がありました。担 0 したが管理責任を伺う。 この圃場も公有財産で多 家賃として36万円の賃借 また契約書によると年間

答弁 田野村長

いしたい。

3月組合から令和3年度分 取れております。令和4年 をされています。 センターの指導のもと管 出て来ておる中で幡多振興 日誌で圃場の管理の 令和4 土地賃借料の免除申請が 年2月までは作業 確認は 理

せず、 く収入が全くなかったため 理由でありました。 雑草作業に追われる日々 思うように果樹が生育 出荷するほど量はな

組合員3人の方から体力的に難しい、仕事の関係で引退したいとの理由で、令和4年度契約が出来ないままになっており、のちに4名の新規組合員が加入され令の新規組合員が加入され令和4年12月に直七組合の定地賃貸契約書を結んだところであります。

実施したいと考えておりまえ、賃借人と協議し、適切に 賃貸借料につきましては 「賃貸借料につきましては 期間が約9ヶ月あり責任は 期間が約9ヶ月あり責任は 期間が約9ヶ月あり責任は

質問 杉本 龍司

「大学学院」

なり花盛り。直七の苗木は背高雑草が1メートル程に会の中で議論もしました。 以前私が写真を添え委員

と言えるのか。と言えるのか。と言えるのか。と言えるのか。とれが適正な管理がない。これが適正な管理りても樹木が草に巻かれてしても樹木が草に巻かれてと言えるのか。振興セン

対応によれば公対応によれば公対応に対応の意見もありましたが、村長の選考した直七組が、村長の選考した直七組が、村長の選考した直七組が、村長の選事録によれば公

何が大事か言いますとユズにしても直七にしても5年が命なのです。ユズを作っている方に話を聞いても、5年間で木を作らなければいけない。かじくれたればいけないが、どんな手当でをしようが、そえ成木には理しょうが、とお聞きしまけた。基本は直七組合も実着として分が、とお聞きしました。基本は直七組合も実績ですが、ち年でいるはずですが、5年位は植え替えの必要な状況になっています。

が通りません。けどこの状態です、と言ういない。管理をしていますいないます

任を持たすべきです。

今回、免除申請が出ているという様な話は初めてお聞きしました。議員として 納得がいきません。村の財産、その財産から借地料を 産、その財産から借地料を がただいて、少しでも村民 に還元していく事が公に必

者です。お答え下さい。 直七組合組織に付託して

答弁 田野村長

ます。
今まで来た直七組合が辞

これを健全化する事によって収益事業となっていただいて土地借地料を貰えただいて土地借地料を貰えただいて土地借地料を貰えを作って下さいと言う事でを作って下さいと言う事で

です。

私は今直七組合に完全に

本。健全化していただいて、

大地借地料を払っていただ

す。健全化していただいて、



人口減少の対策について質問 沖 憲二

三原村の人口は2月時点で1423名である。三原村の人口は2月時点で1423名である。三原で1423名である。三原村創生総合戦略の計画からの数字になり、すでに6年の数字になり、すでに6年の数字になり、すでに6年の数字になり、すでに6年の数字になり、すである。

- 行って来たか。 に対する対策として何を① 過去4年間で人口減少
- ② 今から人口減少の対策 ② 今から人口減少の対策
- う考えるか。 めの住宅設置に関してど④ 移住者、役場の職員のた

答弁 田野村長

① 出産に対する補助金で

ります。 移住促進のPRをしてお 暮らしフェアに参加して、 ている移住相談会の高知 域おこし協力隊の雇用そ び小中学校の給食費無料 が子宝助成金、保育料及 通りの施策でございます 下げを令和元年度に実施 星ヶ丘団地の宅地代の値 の他、東京、大阪で開催し 生住宅の整備と活用、 トラリア研修、空き家再 無償化、中学校のオース しております。なお、従前 うにして 18歳までの医療費の 助成金を支給するよ 万円、 第3子以降には40 おります。また 第2子は 1 地

③ 目標人数の見直しも考だいた様々な人口減少のだいた様々な人口減少の対策に関する施策を引き対策に関する施策を引き対策に関する施策を引き

すので、今後前向きに検 えていかなければならな 8住者、職員に対する住 ほは必要と考えております。

思います。
思います。
と非議員の皆様ますので、是非議員の皆様していきたいと思っておりしていかがある。

少子化対策について質問 沖 憲二

日本政府も国内出生者数が年間80万人を切る最低のが年間80万人を切る最低のが年間80万人を切る最低のと率が1・30とこれまでにない低い値になる事から危機感を感じ、今後の日本の人口減に歯止めをかけようと異次元の少子化対策と銘フって実行しようとしている。この現状を踏まえて、質る。この現状を踏まえて、質問する。

- ① 政府が進めようとしての 政府が進めようとして
- ②その理由は何か。
- をどのようにPRしている。 来るものは何と考えるか。 来るものは何と考えるか。 をとの少子化対策とし

て、どのような施策を考⑤ 今後の少子化対策とし

答弁 田野村長

-)ます。 の方が多いと判断してお① 私は向かい 風になる事
- ②全国的に異次元の少子
- ④ ホームページにおいて PRしておりますけれど きづらく、分かりにくい きづらく、分かりにくい で、改善していきたいと で、改善していきたいと ちえております。またS とっておりますの ります。村の移住促進に ります。村の移住において

を考 ます。 トの作成も検

⑤ 少子化対策に関する施の少子化対策に関する施

質問 沖 憲二

異次元の少子化対策がはと認識する。

えを聞く。 るのかどうか、村長の心構 この対策を本腰入れてや

答弁 田野村長

と思います。 を持って対応していきたい 指摘に対してスピード感

東こ見する施 議案審議検討しており

94万3千円とする。 5百7万3千円を減額し、 5百7万3千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ22億3千8百 が、歳入歳出予算の総額を歳入

補足説明 大塚総務課長

項。報償費1百3万6千円の減報償費1百3万6千円の減級務管理費、一般管理費、

ない事から減額。
単が令和4年度内で終結し訴訟分で1百万円です。裁訴訟分で1百万円です。裁

見疑 増井 三郎

所の方からあったのか何勧告の指導が弁護士、裁判には非常に迷惑な話。和解には非常に迷惑な話。和解には非常に迷惑な話。和解には非常に迷惑な話。和解になっているが総額はいく

製判費用こつ

補足説明 大塚総務課長

策費8百7千円の減額。地域振興費、地域振興費

質疑 杉本 龍司

集落支援員、地域おこし協力隊の予算も組んでいるが、全員は確保出来てないのか。それによって適正なり員配置が出来なくて、村民に対して損失があるのではないのか。

答弁 大塚総務課長

はならないかと思います。はならないかと思います。全員確保はできていないが、住民の方にしています。全員確保はできていないが、住民の方に直接不利益が被るところにはならないかと思います。

補足 明 新 谷教育次長

酬2百 育 64万円 総務費、 この減額。 事務局費

える確信はあるのか。 い の よって学校教育に損失はな 玉 か。来年度は来てもら 際交流員が、 退職 に

新谷教育次長

も令和5年7月末ごろにな ると予想しています。 7 はいけません。要望の方子供の学びに支障があっ かけております。早くて

令和5年度 歳入歳出予算 三原村一般会計

歳入歳出それぞれ22億4千 百60万円とする。 入歳出予算の総額は、

足説明 大塚総務 課 長

訟費1百 43 万円

万円に る事が理解できない。令和 問弁護 ついて提案されてい弁護士費用の1百43 世費用 **茂充**

> い。43万円について議論をれている事は納得できな初予算1百43万円が計上さなっている。令和5年度当 由で、 裁判が全く出来なかった理 令和4年度コロナの関係で はできない。 してからでないと認める事 円で全額補填しています。 長が減給3万円、議会で3 から出すべきでないと、村 として使っているので公費 点で2百万円ぐらい 万2千円の8人分25万6千 年6 (用が出てお 1百万円の戻入と 万5千 くは費用 0

大塚総務課長

用は見込分で計上していまて裁判は続きますので、費が、来年3月の判決に向け す。 経過は言われた通りです

武 茂

の追加は認められない。何し、1百43万円計上。43万円 している。1百万円は戻入 出せないと全会一致で議決 でそんな予算を出してくる か、訳が分からない。説明 裁判において公費は

村

の下に予算計上させていたければならないという観点て裁判を継続させていかな分がありますので、村とし だいたものです。 分がありますので、 村が訴り 判も 引き続き いえられてい 延 いる部 U ってお

んと議事録に残っているとが今後の費用は、認めませを出し、一審、二審と長引く 思う。課長は確認してい 分を除いた部分の修正動議 村長の減給分、 令 和3年3月当初予算で、 Z の裁判費用に関し 議員の減給 ては る

答弁 大塚総務課 長

おりません。 動議の議事録 がは見て

る。

の 3

件

答弁 大塚総務課長の事件の説明を求める 境界確· 不在者財産管理申立事 定請求事件の3

すべき義務があり執行部はおり、計画時点でそれを成めも閲覧期間も設定されているのではないか。 それを怠っているのではな 完了地であり境界は明確に 答弁であり、合わせて当該 いか伺う。 地は行政主導での国 地はないとの一般質問での る上に該当地には個人の土 は県から占用許可を得てい 元につい

答弁

であり、 であり、国調後に問題が発 これは19~20年前の問題 第4 田野村長 ます。 話しながら事を進めており 生した。弁護士や専門家と

質疑 増井 三郎

多土木事務所へ調査に行前々議長及び副議長は幡 事録を総務課長が閲覧して して提出されます。その議 事実は裁判では証拠書類と にも明記されており、その ておりますから議会議事録 一般席から、その報告をし 前々議長及び副 議長は副議長と交代し

がありますよ。

ないと言うことには

間 題

答弁

田野村長

お

ります。

最初の時点で調

査は、

土調査 て村長

千5百

万

宮

ĴΠ

集会所新築工

足説

明

沢良木住民課

いのではないか伺う。当な競争入札になっていな とのことだが、それでは正て2業者しか応じなかった また指名入札6業者に対し あり課題ではないか伺う。 簡易水道が露出した地点が 完成から数年なのに、 に立合うのか、 欠陥がみられる。合わせて に外壁がはがれているなど して農泊事業の宿泊住宅が ついて完成時に誰が検査 宮ノ川集会所新築工: 、すで

沢良木住民課長

ります。今後は村 業者しか参加しなかったの が 者が辞退される傾向にあ 検査します。6業者中、2 完成検査は住民課長の 内業者が土木関連の

ます。
るのでないかと考えており
ころが課題、検討事項にな
ころが課題、検討事項にな
指名していくのかというと

質疑 杉本 龍司

か。で事業を行うことは可能も必要だ。極力、地元の業者も必要だ。極力、地元の業者

答弁 沢良木住民課長

ます。
ます。
ます。
ます。
とだくように、考慮していいの業者にも指名する事業がの業者にも指名する事業がの業者

補足説明 大塚総務課長

分) 3 百68 万1 千円。 地域おこし協力隊(2 名9 百38 万1 千円。 集落支援員報酬(5 名分)

疑 武内 茂充

募のあった事業所。事業所後継者育成の為、応こし協力隊は庁舎内1名、

(疑 武内 茂充

本 世域おこし協力隊の趣旨 大前提。募集の際、面接等精 に住んでもらうという事が に住んでもらうという事が に住んでもらうという事が ではあって地域おこしに 一体となって地域の皆さんと

答弁 大塚総務課長

します。 に残ってもらえるよう対応 の3年間が終わっても、村 れは、面接等で精査し事業 地域おこし協力隊の受入

補足 説明 近森農林業建設課長

援事業費3千万円。 三原村ユズ産地化推進支

質疑 増井 三郎

合わせて肥培管理にも課題年のことで大変な課題であり、私は農業公社の独立採り、私は農業公社の独立採り、私は農業公社の独立採り、私は農業公社の独立採り、私は農業公社の独立採り、私は農業公社の独立採り、私は農業に関費の内、三原村

はないか伺う。の発育にも問題があるのではないか。ユズ

6分 近森農林業建設課長

ます。年々この危機からります。 り、経営状態が悪化しており、経営状態が悪化しており、経営状態が悪化しております。 ります。 のもと共に人件費も上がります。 のもと がはいます。 のもと がはいます。 のもと

補足説明 新谷教育次長

。 研修事業委託料1百20万

具疑沖 憲二

教育委員会関連予算で、オーストラリア研修が計上されていない。持続的に中止するのか。この事業は村をPRする大きな事業ですので、関係者に連絡して、了ので、関係者に連絡して、了解、理解を得ているのか。

弁 新谷教育次長

保護者も含め、安心安全にりません。生徒、引率教員、ち着いているとは考えておいては、コロナが完全に落いては、コロナが完全に落いては、コロナが完全に落いては、コロナが完全に落いては、コロナが完全に落いている。

修正動議 杉本 龍司

千1百17万円に改める。43万円の内43万円を削除し、令和5年度三原村一般し、令和5年度三原村一般を計議入歳出予算を22億4

趣旨説明

考えます。 考えます。 考えます。 考えます。 まいたの、 の事前協議が必要と の事前協議が必要と の事前協議が必要と の事前協議が必要と の事前協議が必要と の事前協議が必要と

採決

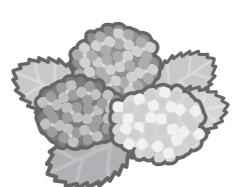
決。修正案は全会一致で可

住所 三原村宮ノ川 三原村教育委員会委員の任命

全年の 全和9年3月3日まで 日期 令和5年4月1日から 日本 三原村宮ノ川

三原村農業委員会委員の任命

任期 令和5年7月19日まで氏名 田野 芳文住所 三原村狼内



令和5年第1回定例会(3月)の議案の賛否一覧

· ○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:一 ·

議案 番号	氏 名 議 案 名	杉本	沖	新谷	嶋田	武内	大倉	増井	浅井	可否
第8号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて 撤回の件	扌	1回る	と許可	可する	る事に	こ決定	È	_	可
第1号	四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協 定の一部を変更することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第2号	三原村議会議員及び三原村長の選挙における選挙運動	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第3号	用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正す ることについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第4号	三原村情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第5号	三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第6号	三原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第7号	三原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正することについて	0	0	0	0	0	_	0	_	可
第9号		0	0	0	0	0	0	0	_	可
第10号	三原村介護保険条例の一部を改正することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第11号	令和4年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定める ことについて (45,073千円減額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第12号	令和4年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正 予算を定めることについて (16,978千円減額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第13号	令和4年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳 出補正予算を定めることについて (2,413千円減額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第14号	令和4年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算 を定めることについて (7,953千円減額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第15号	令和4年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正 予算を定めることについて (512千円減額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第16号	令和4年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算 を定めることについて (2,507千円増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第17号	令和4年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補 正予算を定めることについて (443千円増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第18号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めること について(修正動議) (予算額2,241,170千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第19号	令和5年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算 を定めることについて (予算額219,1000千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第20号	令和5年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳 出予算を定めることについて (予算額37,600千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第21号	令和5年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出予算を定 めることについて (予算額167,600千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第22号	令和5年度三原村土地取得特別会計歳入歳出予算を定 めることについて (予算額100千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第23号	令和5年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出予算 を定めることについて (予算額49,200千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
第24号	令和5年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定 めることについて (予算額261,400千円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可

○:賛成 欠:欠席 ×:反対 議長:-

議案番号	氏 名 議 案 名	杉本	沖	新谷	嶋田	武内	大倉	増井	浅井	可否
第25号	令和5年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予 算を定めることについて (予算額36,200千円)	0	0	0	0	0	0	0		可
第26号	令和5年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定 めることについて (予算額50,000千円)	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	İ	可
同 第1号	三原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	0	0	0	\bigcirc	0	\circ	0	1	同
同 第2号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	0	0	0	0	0	0	0		同
委員会 提 出 第1号	三原村議会の個人情報の保護に関する条例を制定する ことについて	0	0	0	0	0	0	0		可
委員会 提 出 第2号	畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)	0	0	0	\circ	0	\bigcirc	0		可
第27号	【追加議案】 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を改正することについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可

工事請負契約の締結

補足説 明 沢良木住民課長

事

名

宮ノ川:

集会所

差し替えを配布させていた 契約書に記載漏れがあり、 仮契約額 工期 令和5年10月31日 案書に添付していた仮 6千7百12万2千円 協業組合 テスク 新築工事

質疑 杉本

だいています。

相手の印をいただき、上書 得ない話だ。きちっと契約 求めるべきではないか。 きしてない契約書で承認を を求めるというのは、 書を提出して、 契約書に単純な確認ミス . 載漏れがありました。 沢良木住民課長 議会の承認 あり

から手書きで訂正した契約 差し替えとして後

質疑 村内5社、

答弁 内5社、村外3社。村内の5 ります。指名した業者は、村 ている業者を指名させてい 社は建築の資格を取得され の業者が落札という事にな われましたので、最低価格 指名競争入札で入札が行

杉本

か。辞退者はなしという事 社で入札されたという事 村外3社 の 8

知県の契約担当にも修正

れぞれの印鑑を押して、 の下に、この訂正内容にそ 村と受注業者の両者が合意 す。もちろん発注者の三原 正しているところです。 方法について習 って いま

第三回臨時会

議案審議

令和5年

この入札に参加した事業者 思うが、村外の業者が請け して工事を行ってもらいた は何社か伺う。 負われている。その説明と、 い趣旨の発言があったかと 来るだけ村内の業者を選任 建築するにあたっては、出 いて、この宮ノ川集会所を 令和5年3月定例会にお

沢良木住民課長

ただいております。

あるまでは承認する訳には

からないが、

明確な答弁が

者がどのように応じるか分

41

けない。

三原 村監査委員の選任 三原村上長谷

氏住 东 嶋田 令和5年5月9日から 令和9年4月3日まで

答弁 あ りました。 指名8社中、 沢良木住民課長 辞退が3社

反対討論

壁がそのままの状態で、 築する事になっている。業 その施設と同じ事業者が建 するのか、答えも出てない。 る。それをどのように解決 るような状況になってい から雨水が中へ入り腐敗す た。先日も見に行ったが、外 はしていますと答弁があっ 長に質問したら、業者と話 壁が剥離している問題を村 令和5年3月議会の一般質 ちないとこもある。それと この契約内容にも腑に落 農泊交流施設の外 横

令和5年 第2回臨時会(5月)の議案の賛否一

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案番号	氏 名 議 案 名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
承 認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部改 正されたことにより三原村税条例の一部を改正する条例)	0	0	\circ	0	0	\circ	\circ	l	可
承 認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部改 正されたことにより三原村国民健康保険税条例の一部を改 正する条例)	0	0	\circ	0	0	\circ	\circ		可
第28号	工事請負契約を締結することについて	0	X	X	0	0	\bigcirc	\bigcirc		可
第29号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めること について	0	0	0	0	0	0	0	_	可
同意第3号	三原村監査委員の選任につき同意を求めることについて	0	0	0	0	0	_	0	_	同

委員会の動き(2月~4月)।

総務常任委員会

2月3日

- ◎公園整備について
- ◎芳井の村有地の直七組合への貸付について
- ◎災害時の議会議員対応について
- ◎意見書の取り扱いについて

2月27日

◎農業公社の件について

3月6日

- ◎3月議会対応について
- ◎意見書の取り扱いについて
- ◎三原村議会災害対策支援本部設置要綱(案) について

3月31日

◎弁護士費用について

議会運営委員会

3月6日

◎3月議会対応で日程等調整。

広報委員会

4月12日

◎3月定例会等の広報編集

◎嶋田一二三 ○杉本 龍司 総務常任委員会 山岡美佐代 中平 直明 沖 憲二 新谷 和幸 浅井 大徳 大倉 民雄 ◎沖 ○嶋田一二三 憲二 議会運営委員会 中平 直明 杉本 龍司 浅井 大徳 民雄 ◎浅井 大徳 ○山岡美佐代 中平 杉本 龍司 沖 広報委員会 直明 憲二 新谷 和幸 嶋田一二三 [副議長

新谷

和幸

幡多西部消防組合議会議員

浅井

大徳

各委員会 ◎委員長 ○副委員長

令和5年度 当初予算の概要

一般会計の総額は、22億4, 117万円で、前年度比7.5%の増となっています。 増額の主な要因は普通建設事業費(集会所新築工事等)の増額が影響しております。 また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、<math>30億6, 237万円となり、この予算で令和5年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

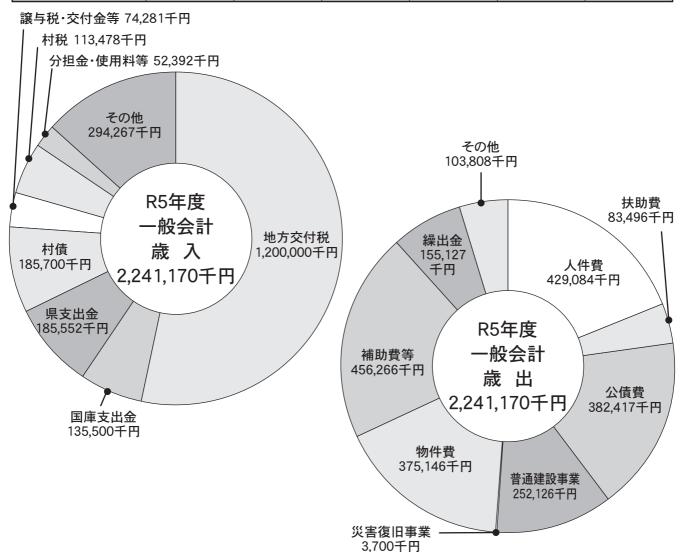
区分	令和5	5年度	令和4	1年度	増減額	増減率(%)	
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	·盲/ 火 供	恒/似华(/0)	
(1)一般会計	2,241,170	73.2	2,084,188	70.9	156,982	7.5	
(2)特別会計	821,200	26.8	856,700	29.1	△ 35,500	△ 4.1	
国民健康保険	219,100	7.2	236,600	8.0	△ 17,500	△ 7.4	
国保診療所	37,600	1.2	39,600	1.3	△ 2,000	△ 5.1	
後期高齢者医療	36,200	1.2	34,700	1.2	1,500	4.3	
介 護 保 険	261,400	8.5	261,400	8.9	0	0.0	
簡 易 水 道	167,600	5.5	190,000	6.5	△ 22,400	△ 11.8	
農業集落排水	49,200	1.6	44,300	1.5	4,900	11.1	
電気事業	50,000	1.6	50,000	1.7	0	0.0	
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0	
合計(1)+(2)	3,062,370	100.0	2,940,888	100.0	121,482	4.1	

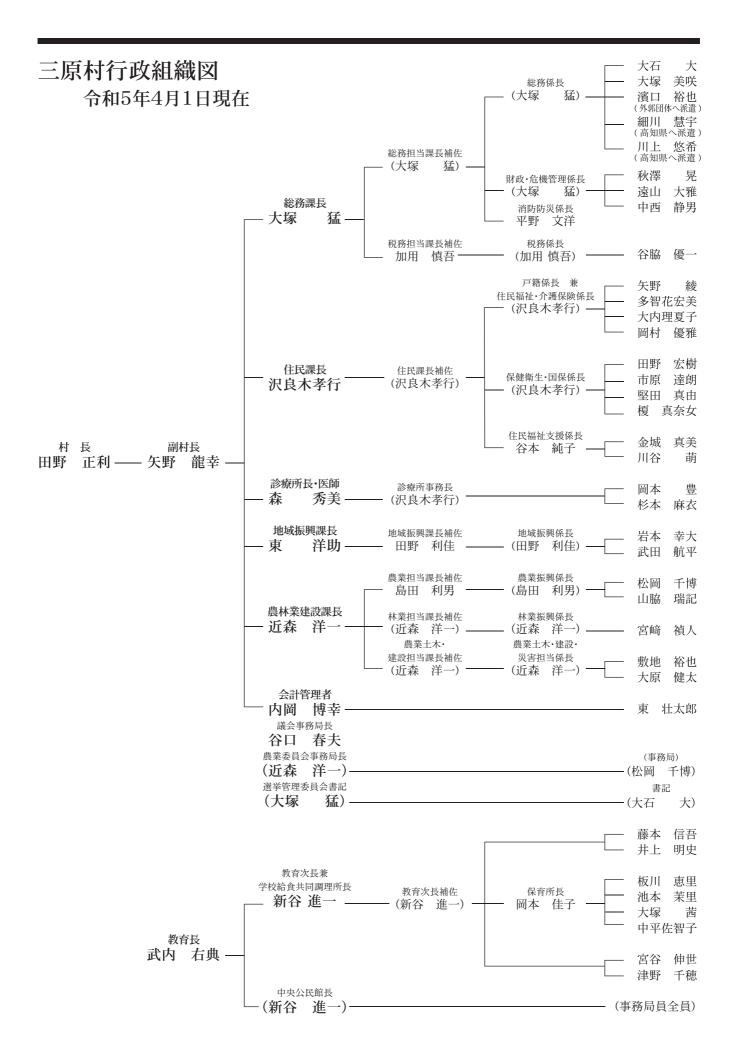
【一般会計歳入】 (単位:千円)

	X	分		令和5	5年度	令和4	4年度	増減額	増減率(%)
)]		当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	一 · 自 /	恒顺平(/0)
(1)自主則	才源		460,137	20.5	409,132	19.6	51,005	12.5
	村		税	113,478	5.1	113,223	5.4	255	0.2
	分担金	•使用料	等	52,392	2.3	56,866	2.7	△ 4,474	△ 7.9
	繰	入	金	187,791	8.4	151,951	7.3	35,840	23.6
	そ	の	他	106,476	4.8	87,092	4.2	19,384	22.3
(2	2) 依存則	才源		1,781,033	79.5	1,675,056	80.4	105,977	6.3
	譲与税	•交付金	等	74,281	3.3	72,940	3.5	1,341	1.8
	地方	交 付	税	1,200,000	53.5	1,200,000	57.6	0	0.0
	国庫	支 出	金	135,500	6.0	140,240	6.7	△ 4,740	△ 3.4
	県 支	出	金	185,552	8.3	155,576	7.5	29,976	19.3
	村		債	185,700	8.3	106,300	5.1	79,400	74.7
	合計(1	1)+(2)		2,241,170	100.0	2,084,188	100.0	156,982	7.5

【一般会計歳出】 (単位:千円)

		令和5	5年度	令和4	1年度	描述宏	拼活來(9/)
	区分	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	増減額	増減率(%)
(1)義務的経費	894,997	39.9	882,762	42.4	12,235	1.4
	人件費	429,084	19.1	436,361	20.9	△ 7,277	△ 1.7
	扶助費	83,496	3.7	91,344	4.4	△ 7,848	△ 8.6
	公債費	382,417	17.1	355,057	17.0	27,360	7.7
(2)投資的経費	255,826	11.4	191,457	9.2	64,369	33.6
	普通建設事業	252,126	11.2	187,757	9.0	64,369	34.3
	災害復旧事業	3,700	0.2	3,700	0.2	0	0.0
(3	うその他	1,090,347	48.7	1,009,969	48.5	80,378	8.0
	物件費	375,146	16.7	361,212	17.3	13,934	3.9
	補助費等	456,266	20.4	369,854	17.7	86,412	23.4
	繰出金	155,127	6.9	168,916	8.1	△ 13,789	△ 8.2
	その他	103,808	4.6	109,987	5.3	△ 6,179	△ 5.6
合	計(1)+(2)+(3)	2,241,170	100.0	2,084,188	100.0	156,982	7.5





新規職員の紹介



優雅

岡村

保健師

保育士

住民課



真由

お世話になっております、 .話になっております、川谷年度より三原村住民課で



萌

思いますが、ご指導のほどよろ 強中で至らない点もあるかと ますので、気軽に声をかけてい 親睦を深めたいと思っており 発見しながら、住民の皆さんと ただけたら嬉しいです。 まだまだ三原村について勉

> 張りますので、よろしくお願い ちのより良い保育のために頑るかとは思いますが、子どもた

のほどよろしくお願いいたし 努めてまいりますので、ご指導 中ではありますが、少しでも早 まだまだ三原村について勉強

く皆様のお役に立てるように

になっております、堅田です。

今年度より住民課でお世話

大塚

あかね 茜

中学校転入職員



す。ご指導のほどよろしくお願 きるように精進してまいりま 思いますが、一日も早く貢献で

申します。

世話になっております島田と

よりまして農林業建設課でお

今年度より県からの派遣に

しまだ

島田

利男

で、どうぞよろしくお願いいた張っていきたいと思いますのさんのお役に立てるよう頑三原村のことを勉強して、皆

思います。まだまだ勉強するこ

三原村で働けることを光栄に

になっております、岡村です。 今年度より住民課でお世話

とが多く、至らない点もあると

さちょ 幸代 たむら 田村 (事務職員)



しょうじ 昭二 みやがわ 宮川 (教頭)



倉本 千春 (研修指導員)

小学校転入職員

ることを嬉しく思います。

まだまだ至らぬ点も多くあ

出身地である三原村で働けになっております、大塚です。

今年度より保育所でお世話



まつ だ 松田 栄飛



どい 土居 万理



美奈 才市 (教頭)



柿内 創 (講師)

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ·開設日:令和5年6月15日(木曜日)
- ・開設時間:午前10:00~午後12:00まで
- ·開設場所:三原村役場·第三会議室

出張相談は<u>完全予約制</u>となりますので、<u>必ず事前の予約</u>をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話(0880-34-1616)までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・年金手帳 ・写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ·年金証書 ·その他日本年金機構から交付された文書
- ※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状**と**写真付きの身分証明書等(代理で来られる方 のもの)**が 必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者(又は第3号被保険者)への切替え手続きが必要です。 お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による 減収を事由とする国民年金保険料免除等の 臨時特例措置が令和4年度分の申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予および 学生納付特例申請手続きが、令和4年度分の申請をもって終了します。

なお、以下の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

- ●学生納付特例制度は申請する月の2年1か月前の月分から、令和5年3月分までの保険料
- ●保険料免除・納付猶予制度は申請する月の2年1か月前の月分から、令和5年6月分までの 保険料

具体的な手続き方法や、臨時特例措置終了後の期間の納付や免除・納付猶予等については、お住いの市役所・町村役場またはお近くの年金事務所へご相談願います。

令和5年度 合併処理浄化槽設置希望者を募集します

募集期間:令和5年6月1日~令和5年11月30日まで

村ではトイレ・台所・お風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽を新たに設置する事業(補助)を実施しております。合併処理浄化槽を設置することにより、農業集落排水区域外においても、トイレの水洗化や生活雑排水の処理が可能となります。

申請方法等については、下記までお問い合わせください。

 5人槽
 332,000円
 ※単独処

 補助金の限度額
 6~7人槽
 414,000円
 合併処

 8~10人槽
 548,000円
 請可能

※予算額に達した場合、その時点で募集 を締め切ります。

※単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から 合併処理浄化槽への転換についても申 請可能です。

※柚ノ木、宮ノ川、来栖野地区の方は対象 となりません。

お問い合わせ先

三原村役場 住民課 保健衛生係 TEL:0880-46-2111 FAX:0880-46-2114

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 (その他の低所得の子育て世帯分)

食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。) を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 給付事業を実施します。(国制度)

※「ひとり親世帯分」以外の方が対象となります。

支給対象者

- ①令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方
- ②18 歳以下の児童(一定の障害がある場合は 20 歳)の養育者で、令和5年1月以降収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方

給付額

児童1人当たり一律5万円

※ ひとり親世帯分を支給済の児童の分を除く

申請手続き

- (1)支給対象者①は申請不要で、別途お知らせ済みです。
- (2)支給対象者②は申請が必要です。

提出先・お問い合わせは 三原村役場 住民課 福祉係 TEL:46-2111

ゆりかご祝金の支給について(お知らせ)

三原村では、村への定住の促進を図るために、下記のとおり、ゆりかご祝金を支給しております。

支給対象

- ○村内に住所があり、実際に村内で生活をされているご夫婦。
- ○申請後、引き続き5年以上村内に居住されることを確約できる場合。
- ○村税及び村へ納入すべきものに滞納がないこと。

ゆりかご祝金の支給金額

第1子 10万円 第2子 20万円 第3子以降 40万円

※令和3年4月1日以降の申請から適用となります。

手続き

三原村役場 住民課の窓口で申請してください。

申請期限

出生届の提出日から1ヶ月以内

注意事項

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①住所は三原村にあるが、実際は村外に住んでいる場合。
- ②5年以内に三原村から引っ越す見込みがある場合。

申請後、5年以内に支給要件を欠くことになった場合は、祝金の返還を求める場合があります。

提出先・お問い合わせは

三原村役場 住民課 福祉係 Tel 46-2111

伐採造林届の添付書類が統一されます

- ○森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。
- ○**伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます。**
- ○書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
届出者の確認書類	個人:氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し 法人:法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 該当する場合	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しな ど届出者に土地所有権または造林権原があることがわか る書類
伐採の権原関係書類 届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ② 境界杭などにより境界が明らかな場合
- ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

村長が必要と認める書類

伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協 議書など(必要に応じて)

三原村役場 農林業建設課 林業振興係

TEL: 46-2111



火災 救急は119 (a)

~火を消して 不安を消して つなぐ未来~

暑さを避けよう



今年も暑い夏がやってきます。暑くなるこれからの時期に気をつけてほしいのが熱中症です。例年、梅雨時期から熱中症による救急搬送が増加する傾向にあります。

熱中症は身近に潜む怖い病気です。

暑い時期を元気に過ごすために、しっかりと暑さ対策を行い、熱中症を予防しましょう!

○熱中症予防のポイント

- ・室温をチェック!室温 28℃を目安にエアコンや扇風機を上手に使いましょう!
- ・こまめに水分補給! (同時に塩分補給も)
- ・外出の際は帽子や日傘等で日よけ対策!
- ・体調が悪い場合は無理をせず自宅療養!
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!

○熱中症の症状とその対応

症状

対 処

症 状

軽症

- ・めまい
- ·立ちくらみ
- ・こむら返り
- ・手足のしびれ

・涼しい場所へ移動

- ·安静
- ・冷やした水分、塩分補給

・症状が改善すれば受診の必要なし

中等症

- ·頭痛
- ・吐き気・吐いた
- ・体がだるい
- ・集中力や判断力の低下

・涼しい場所へ移動

- ·安静
- ・衣服をゆるめ体を冷やす
- ・充分な水分と塩分の補給

・自分で水分が飲むことができない場合や、症状の改善が見られない場合は、受診が必要

重症

・意識障害(受け答えや会話が おかしい)

- ·けいれん
- ・運動障害(普段通りに歩けない)
- ・体が熱い

・涼しい場所へ移動

- ·安静
- ·衣服をゆるめ保冷剤などで冷やす

・急いで救急車を要請!

住宅用火災警報器を付けましょう!

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります!

設置義務

●寝室

必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください!

●階段

2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です!

●台所

設置義務はありませんが、あると 安心です。設置する場合は「熱式」の 設置をおすすめします。

任意設置

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・ 幡多西部消防組合 三原分署 予防係 Tel 0880-46-2629





~三原診療所より~

マダニにご注意を



マダニが活発な季節になりました。毎年マダニが原因と思われる症状の患者さんが診察に来られて いますので、農林業や草刈りをされる方は以下の点にご注意ください。

- ◆マダニにかまれないために
 - ・農作業などで草むらや森林に入るときには、「肌を露出させない服装」
 - ・虫よけスプレーの使用
 - ・農作業や草刈り後は、早めに入浴やシャワーを行い、マダニが付いていないか確認
- ◆マダニにかまれたら
 - ・数週間程度は体調の変化に注意し、発熱や食欲低下、吐き気、下痢、腹痛などの症状が出た場合 は、医療機関に受診しましょう。
 - ・かみついたマダニを無理に取った際に体の一部が皮膚に残り、化膿などの原因となる場合があり ます。とれないときは無理に取らずに医療機関に相談を!

~住宅の耐震化等を支援しています~

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。 これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。

①耐震診断`

- ・昭和56年5月以前*1に建築され た住宅を対象に県に登録して いる耐震診断士が耐震診断を 行います。
- 自己負担なし

②耐震改修設計`

- 耐震診断の結果、耐震性に問題が ある住宅に対して耐震改修の設計 を行います。
- ・330,000円まで補助

③耐震改修工事`

- ・②の耐震改修設計に基づいて、 耐震改修の工事を行います。
- ・1,250,000円まで補助

■ブロック塀等耐震対策事業

ブロック塀の除去・改修

- ・道路や避難路等に面している 倒壊の危険性の高いブロック 塀について、撤去及び安全性の 高いフェンス等への改修を行 います。
- ・205,000円まで補助

■老朽住宅除去事業

老朽住宅等の除却

- ・災害等での倒壊により周囲の 住宅や、県道、村道、避難路に被 害や危険を及ぼす恐れのある、 空き家等老朽している住宅の 除却を行います。
- ・1,645,000円まで補助
- 昭和56年5月31日以前に建築 **※** 1 された木造住宅 (戸建、長屋及び共同住宅で併 用住宅を含み持家、賃家を問

わない)

※詳しくは農林業建設課までお問い 合わせください。

問い合わせ先 三原村役場 農林業建設課 ☎(0880)46-2111

経路の変更について

令和5年6月1日より三原バスの運行時刻及び経路を変更致しました。利用者の方にはご迷 惑をお掛け致しますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

月~金曜日の祝日 [Holidays from Mon - Fri]

西便 [West	Route]	南便 [South	Route]	東便 [East	Route]
	祝2便		祝2便		祝2便
下切	7:32	芳井	7:35	成山	7:25
亀ノ川	7:36	久繁	7:43	狼内	7:32
広野	7:39	宗賀	7:48	上長谷	7:36
柚ノ木	7:43	三原村役場	7:52	宗賀	7:41
学校	7:46		-	久繁	7:44
三原村役場	7:48		-	西ヶ駄馬	7:46
	-		-	皆尾	7:48
	-		-	三原村役場	7:52
接続	乗換 北祝2便	接続	乗換 北祝2便	接続	乗換 北祝2便

北便	[North R	oute]	
	祝2便	 祝4便	
三原村役場	7:52	17:20	
学校	7:53	17:21	
じまんや前	7:54	17:22	
船ヶ峠	7:55	17:24	
星ヶ丘団地口	7:56	17:25	
黒川	8:04	17:33	
平田駅	8:07	17:35	
三原分岐	8:08	17:36	乗車
筒井病院前	8:09	17:37	不可
けんみん病院	8:12	17:40	
筒井病院前	8:14	17:42	降車
平田駅	8:17	17:45 18:00	不可
黒川	8:19	18:02	
星ヶ丘団地口	8:27	18:09	
船ヶ峠	8:28	18:10	
じまんや前	8:30	-	
学校	8:31	-	
三原村役場	8:32		
接続	_	夕方便	



三原バスの接続について

◇ ■から■へ乗継ができます(区域運行便を含む)

年末年始の運行について

- ◇ 12月31日は第1便のみ**運休**します ただし土・日曜日の場合は全便運休です
- ◇ 1月1~2日は全便運休です
- ◇ 1月3日は祝日ダイヤで"運行"します ただし土・日曜日の場合は全便運休です

三原バス時刻表の改正及び

時刻の改正

·東4便 ·西4便 ·南4便 ·北4便

経路の変更

これまで亀ノ川では村道を通行していた西便ですが、安全面に配慮し、県道を通るルートに 変更いたします。

三原バス(定時定路線):時刻表 [MIHARA Bus Timetable]

					平日
]	東便 [Eas	st Route]		
	3便	4便			
成山	6:30	7:35	三原村役場	-	16:00
狼内	6:37	7:42	学校	-	16:01
上長谷	6:41	7:46	じまんや前	-	16:03
宗賀	6:46	7:51	保育所	-	16:05
久繁	6:49	7:54	じまんや前	-	16:06
西ヶ駄馬	-	7:56	学校	-	16:10
皆尾	-	7:58	三原村役場	11:40	16:11
宗賀	6:52	-	宗賀	11:44	16:15
三原村役場	6:56	8:02	上長谷	11:49	16:20
学校	6:57	8:05	狼内	11:53	16:24
じまんや前	6:58	8:07	成山	12:00	16:28
保育所	-	8:10	狼内	12:07	16:32
船ヶ峠	7:00	-	上長谷	12:11	16:36
じまんや前	7:01	8:11	宗賀	12:16	16:41
学校	7:03	8:13	三原村役場	12:20	16:44
三原村役場	7:05	8:15		-	-
接続	乗換 北1便	乗換 北2便	接続	乗換 北3便	乗換 北4便

[weekday]						
南便 [South Route]						
	1便	2便		3便		4便
芳井	6:40	7:45	三原村役場	11:40	三原村役場	16:00
久繁	6:48	7:53		11:44	学校	16:01
宗賀	-	7:58	久繁	11:48	じまんや前	16:02
三原村役場	-	8:02		11:56	保育所	16:05
学校	_	8:05		12:04	じまんや前	16:06
じまんや前	-	8:07	皆尾	12:07	学校	16:10
保育所	_	8:10	西ヶ駄馬	12:08	三原村役場	16:11
じまんや前	-	8:11	久繁	12:10	宗賀	16:15
学校	_	8:12	宗賀	12:14	久繁	16:19
西ヶ駄馬	6:50	-	三原村役場	12:18	西ヶ駄馬	16:21
皆尾	6:51	-		-	皆尾	16:22
皆尾ハサゴ	6:52	-		-	久繁	16:26
柚ノ木	6:57	-		-	芳井	16:32
船ヶ峠	7:00	-		-	久繁	16:38
三原村役場	_	8:15		_	宗賀	16:42
	_	_		_	三原村役場	16:46
接続	直通 北1便	乗換 北2便	接続	乗換 北3便	接続	乗換 北4便

西便 [West Route]					
	1便	2便		3便	4便
下切	6:38	7:42	三原村役場	11:40	15:50
亀ノ川	6:42	7:46	学校	-	15:51
広野	6:45	7:49	じまんや前	-	15:53
皆尾ハサゴ	-	7:53	保育所	-	15:55
柚ノ木	6:49	7:58	船ヶ峠	-	15:57
学校	6:52	8:02	星ヶ丘	-	16:00
宮ノ川	6:54	-	グループホーム前	-	16:03
じまんや前	-	8:03	じまんや前	-	16:06
船ヶ峠	-	8:04	学校	11:41	16:10
星ヶ丘	-	8:09	柚ノ木	11:44	16:13
グループホーム前	6:56	8:12	皆尾ハサゴ	-	16:18
船ヶ峠	6:58	-	広野	11:48	16:22
保育所	-	8:15	亀ノ川	11:51	16:25
じまんや前	6:59	8:16	下切	11:55	16:28
学校	7:00	8:18	亀ノ川	11:59	16:31
三原村役場	7:02	8:20	広野	12:02	16:34
	-	-	皆尾ハサゴ	12:06	-
	_	-	柚ノ木	12:11	16:38
	_	-	学校	12:13	16:40
	-	-	三原村役場	12:15	16:42
接続	乗換 北1便	乗換 北2便	接続	乗換 北3便	乗換 北4便

北便「North Route]					
	1便	2便	3便	4便	
三原村役場	_	8:15	12:25	16:47	
学校	-	8:16	12:26	16:48	
じまんや前	-	8:17	12:27	16:49	
船ヶ峠	7:00	8:19	12:29	16:51	
星ヶ丘団地口	7:01	8:20	12:30	16:52	
黒川	7:09	8:28	12:38	17:00	
平田駅	7:15	8:30	12:40	17:02	
三原分岐	-	8:31	12:41	17:06	乗車不可
筒井病院前	_	8:32	12:42	17:07	本中11-63
けんみん病院	_	- 8:35	12:45	17:10	
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			12:55	17:20	
筒井病院前	_	8:37	12:57	17:22	降車不可
平田駅	7:15	8:40	13:00	17:25	
十四級	7.10	7.15 0.40	13:05	18:00	
黒川	7:17	8:42	13:07	18:02	
星ヶ丘団地口	7:24	8:50	13:15	18:09	
船ヶ峠	7:25	8:51	13:16	18:10	
じまんや前	7:27	8:52	13:17	-	
学校	7:28	8:54	13:19	-	
三原村役場	7:30	8:55	13:20	_	
三原パスセンター	-	_	13:21	-	
接続			昼便	夕方便	

防衛省 令和5年度各種学生募集

種目	受付期間	第一次試験期日	受験資格		
航空学生	7月1日~9月7日	9月18日	海: 18歳以上23歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専 3年次修了者(見込含) 空: 18歳以上21歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専 3年次修了者(見込含)		
一般曹候補生	①7月1日~ 9月 5日 ※②9月6日~11月30日 ※第一回で定員に達した場 合実施しない場合があり ます	①1次9月15日~24日 ②1次12月9日~14日	18歳以上33歳未満の者(32歳の 者は、採用予定月の末日現在、 33歳に達していない者)		
自衛官候補生	年間を通じて行なっております。	受付時又は各自衛隊地 域地方協力本部のホーム ページにてお知らせします。	18歳以上33歳未満の者(32歳の 者は、採用予定月の末日現在、 33歳に達していない者)		
お問合せ先:自衛隊四万十地域事務所(35-3096)					

令和5年度国家公務員 ~税のスペシャリスト~ 税務職員採用試験受験申込開始

【受験資格】①令和5年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び、令和6年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【申込受付期間】 (インターネット) 令和5年6月19日(月)午前9時~6月28日(水) 《受信有効》

【第1次試験日】

令和5年9月3日(日) 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務職員 検索



【お問合わせ】

高松国税局総務部人事第2課試験研修係 Tel 087-831-3111

第73回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

夏休みこども向けイベント

①わくわく探検!高知城

おとのさまがすんでいた、お城をたんけんしよう!ふだん見られない所にも入れるよ。

日 時:7月23日(日)9:00~11:30 定 員:小学生15人まで(要申込)

参加費:無料

※同伴の保護者で高知城懐徳館に入館される方は利用料(420円) が必要です。

②夏休み工作教室「型染(かたぞめ)」でオリジナルバッグをつくって みよう!

むかしの着物をそめるのにつかわれていた「型染」という方法を つかって、自分だけのバッグをつくってみよう!

日 時:8月5日(土)10:00~11:30

参加費:800円

人 数:小学生12人まで(要申込)

★②は要事前申込

【申込方法】

受付または電話・FAX・ハガキで住所・氏名・電話番号をお知らせください。整理券をお送りします。

(希望者多数の場合は抽選となります。)

申込乄切:①7月17日(月)



開館時間:9時~18時

日曜のみ 8時00分~18時00分

※展示室への入室は閉館 30 分前まで 問い合せ:高知県立高知城歴史博物館

> TEL/088-871-1600 FAX/088-871-1619

幡多と共生するモノづくり職人展

〈ワークショップ情報〉

○写経のススメ(土佐硯を使って写経をしましょう)

- ・講師:三原硯石加工生産組合の皆さん
- ·6月11日(日) /18日(日) /25日(日) /7月2日(日) 10時~11時半
- ・お道具は用意いたします。
- ·年齡無制限
- ·参加費:500円 定員各8名

OMy硯作り

(手のひらサイズの硯作りで石磨きの魅力を体験しましょう)

- ・講師:三原硯石加工生産組合の皆さん
- ·6月18日(日)/7月2日(日) 13時~15時
- ・8才から大人
- · 参加費: 5,000円 (汚れてもいい服装) 定員各4名

〇リネンガーゼを染めようワークショップ

- ・講師: 弘瀬いずみ
- ·6月18日(日)/7月2日(日) 10時~/14時~ 随時開催(予約優先)
- ・60cm×60cmのリネンガーゼクロスを柿渋で染め媒色を施します(4色から選べます)
- ・5才から大人
- ・参加費:1枚2,000円(汚れてもいい服装)

〇薪ストーブを使ってのストーブ料理を販売します!

·出展者:西山毅

・6/24日(土) お昼ごろ

・薪ストーブでの実演販売

6/10(土)~7/2(日) ※月曜休館日 【入場無料】 9:00~17:00 ※最終日15:00まで

宿毛まちのえき林邸 高知県宿毛市中央3-1-3

0880-79-0563





山本歯科三原出張所

親子2世代にわたり、71年間ありがとうございました!





令和5年3月28日に、山本歯科三原出張所山本正副先生への感謝状授与式が行われました。 昭和27年(1952年)、四万十市で歯科を開業されていた三原村出身の山本和男氏は、村からの依頼により三原村での歯科出張診療を開始されました。

後にご子息の山本正副氏に引き継がれて診療を続けられていましたが、令和5年3月28日に三原村での最後の診療を迎え、71年に渡る歴史に幕を下ろしました。

山本正副先生にはこれまでの感謝の意を伝えるとともに、感謝状や花束等を贈呈させていただきました。 長きにわたり、三原村民の健康のためにご尽力いただき、心からお礼を申し上げます。

~お詫びと訂正~

2023年三原村カレンダー9月のページに誤りがありましたので、お知らせします。

(19日は平日ですが、日付が赤字表記となっておりました。)





編集・三原村役場総務課